



令和2年9月8日(火)
建設キャリアアップシステム
運営協議会事務局

10月からの制度改正のお知らせ

本年10月1日より、料金改定及び運営方法の変更を実施いたします。詳しくは、2ページ目以降をご覧ください。

1. 料金の改定

(事業者の料金のみ変更。**技能者登録料は変更なし**)

①事業者登録料 (5年ごと)

現行料金の2倍 (料金表は2ページに記載)

②管理者ID利用料 (1年ごと)

1IDあたり 11,400円 (現行2,400円)

※一人親方は、現行の2,400円に据え置き。

③現場利用料 (利用ごと)

1人日・現場あたり 10円 (現行3円)

※10月1日以降にデータが登録された就業履歴に適用。

2. お問い合わせセンターにおける電話受付の終了

2020年9月30日(水)をもって電話受付を終了します。10月以降のお問い合わせは、建設キャリアアップシステムホームページの「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

3. 郵送申請・受付窓口申請の受付終了

2020年9月30日(水)をもって郵送申請および受付窓口での申請の受付を終了します。10月以降はインターネット申請をご利用ください。なお、書面申請を希望される場合は、お近くの認定登録機関にご相談ください。

建設キャリアアップシステムに係る 10 月からの制度改正のお知らせ

(「料金の改定」、「お問い合わせセンターにおける電話受付の終了」、「郵送申請・受付窓口申請の受付終了」)

平素は建設キャリアアップシステムのご利用並びに普及促進へのご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日開催されました「建設キャリアアップシステム運営協議会総会」において、建設キャリアアップシステムに係る本年 10 月以降の制度改正が承認されました。

つきましては、下記の通り、料金改定及び運営方法の変更を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

今回の料金改定等の制度改正は、経費削減に務める中、建設キャリアアップシステムの安定的な運営を図り、今後とも利用者の皆さまに安心してご利用いただくための措置となっております。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 料金の改定について

(1) 事業者の方

事業者にご負担いただく事業者登録料、管理者 ID 利用料、現場利用料について、2020 年 10 月 1 日(木) から新料金を適用いたします(料金はいずれも消費税を含んだ額となります。)

① 事業者登録料(5年ごと)

資本金	新料金	現行料金
一人親方	変更なし	0 円
一人親方以外の個人事業主	6,000 円	3,000 円
500 万円未満	6,000 円	3,000 円
500 万円以上 1,000 万円未満	12,000 円	6,000 円
1,000 万円以上 2,000 万円未満	24,000 円	12,000 円
2,000 万円以上 5,000 万円未満	48,000 円	24,000 円
5,000 万円以上 1 億円未満	60,000 円	30,000 円
1 億円以上 3 億円未満	120,000 円	60,000 円
3 億円以上 10 億円未満	240,000 円	120,000 円
10 億円以上 50 億円未満	480,000 円	240,000 円
50 億円以上 100 億円未満	600,000 円	300,000 円
100 億円以上 500 億円未満	1,200,000 円	600,000 円
500 億円以上	2,400,000 円	1,200,000 円

※ 2020 年 9 月 30 日までに申請された次の場合は現行料金を適用いたします。

- ア. インターネット申請:9月30日23時59分までに申込み手続きを完了した場合
 イ. 窓口・認定登録機関での申請:2020年9月30日までに申請受付を済ませた場合
 (注) 郵送による申請の受付は、2020年9月30日をもって廃止となります。

② 管理者 ID 利用料 (1年ごと)

	新料金	現行料金
1 ID あたり	11,400 円	2,400 円

※ 10月以降に新規申し込みを行う方又は10月以降にCCUSから更新のご案内を送付させていただいた方が新料金の対象となります。

※ 一人親方は、現行の1IDあたり2,400円に据え置き、変更はありません。

③ 現場利用料 (利用ごと)

	新料金	現行料金
1 人日・現場あたり	10 円	3 円

※10月1日以降、CCUSにデータが登録(連携)された就業履歴に対して新料金が適用されます。

※9月30日までの就業履歴であっても、10月1日以降にCCUSにデータが登録された場合は新料金が適用されますのでご注意ください。

(2) 技能者の方

① 技能者登録料

今回、技能者登録料の改定はございません。

〈参考〉インターネット申請 2,500 円、認定登録機関申請 3,500 円

(注) 郵送による申請の受付は、2020年9月30日をもって廃止となります。

②技能者登録方法の改定(2段階登録方式の導入が予定されています。)

簡略型登録と詳細型登録の2つの登録方式を2021年4月から導入(予定)

簡略型登録(登録料2,500円):必須項目(本人情報、社会保険加入の有無など)のみの登録

詳細型登録(登録料4,900円):必須項目と任意項目(保有資格、健康診断受診履歴など)の登録

(注) 簡易型登録から詳細型登録へ変更する場合は、登録料の差額2,400円を徴収予定です。

詳細については、改めてお知らせいたします。

2. お問い合わせセンターにおける電話受付の終了について

「建設キャリアアップシステムお問い合わせセンター」では、電話及びメールによりお問い合わせを受け付けておりますが、電話受付については大変つながりにくい状態が続いておりますことから、メールでの受付に一元化することで、サービスの向上を図ってまいります。

これに伴い、2020年9月30日(水)をもって電話受付を終了いたします。10月以降のお問い合わせは、建設キャリアアップシステムホームページの「[お問い合わせフォーム](#)」をご利用ください。

また、よくあるお問い合わせに関する情報を、以下の通り本財団のホームページに掲載しておりますので、あわせてご活用ください。

よくあるお問い合わせを掲載しています	○ FAQ
インターネットでの申請方法（事業者、技能者、代行申請）がわからない	○ インターネット申請ガイド （事業者、技能者、代行申請）
現場での使い方がわからない	○ 現場運用マニュアル 特にご質問の多い操作について、「 ポイント抜粋版 」 を掲載しています ○ 教育用動画

※10月からの制度改正に伴う一部改定のため、今後一時的に掲載しない場合があります。

3. 郵送申請・受付窓口申請の受付終了について

2020年9月30日（水）をもって事業者、技能者の登録申請のうち、郵送による申請および受付窓口での申請の受付を終了いたします。

10月以降はインターネット申請をご利用ください。

なお、書面申請を希望される場合は、お近くの認定登録機関にご相談ください。⇒[認定登録機関一覧](#)

※認定登録機関は、対面式で申請内容の審査および登録まで行います。対面で具体的に記入方法や不備の是正方法を相談しながら申請できます（認定登録機関によって、事前予約が必要な場合がありますので、ご確認のうえご利用ください。）。

以上